## がおめかわらん

平成28年 11月号

## 76. 1%???

<u>これは、川崎消防署管内の住宅用火災警報器の設置率です。</u> (平成28年3月末日時点)

川崎市全体では75.3%ですが、81.0%と高い設置率の 地域もあります。

ここで市内において、住宅用火災警報器を設置したことにより 命を救われた例、大事に至らなかった例といった奏功事例が14 0件以上確認されていますので、その一部を紹介します。

※川崎市では、平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用 火災警報器の設置が義務付けられています。



## 住宅用火災警報器の奏功事例

- 1 責任者は外出し留守であったが、住宅用火災警報器が鳴動し、通行人の女性が警報音に気付いたことにより、早期に火災の発見、通報に繋がったため、大きな被害に至らなかった。
- 2 責任者が就寝中に、台所内のガスこんろ上の鍋内の食材が焦げたもので、放置すれば火災に 至る可能性があったが、室内に設置されていた住宅用火災警報器が作動し、責任者本人が警報 音に気付き、こんろのスイッチを消したため、火災を未然に防ぐことができた。

## 平成28年全国消防救助技術大会入賞!





~あなたの笑顔を守り続けて~

川崎市消防特別救助 隊は今年で発足50周 年を迎えました!

川崎消防署警防第2 課メンバーが全国消防 救助技術大会「障害突 破」で見事入賞を果た しました!

=愛媛県松山市会場=

掲載されている記事についてのお問い合わせ 川崎消防署 川崎区南町20番地7 044-223-0119